

# 提案型市民主役 事業化制度募集要項

～令和5年度新規事業対象～

～市民主役のまちづくりにむけて～

- 1 制度の趣旨、概要・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 2 募集する市民主役事業・・・・・・・・・・・・ P1
- 3 提案型市民主役事業化募集事業一覧の見方・・・ P2
- 4 応募できる団体・・・・・・・・・・・・ P2
- 5 提案手続き・・・・・・・・・・・・ P3-4
- 6 事業の経費等・・・・・・・・・・・・ P5
- 7 審査方法・・・・・・・・・・・・ P5-6
- 8 採用された提案の取り扱い・・・・・・・・ P6
- 9 採否の通知・・・・・・・・・・・・ P6
- 10 募集締切・スケジュール・・・・・・・・ P7
- 11 問合せ先・・・・・・・・・・・・ P7
- 12 市民主役事業化提案書（様式第1号）・・・・ P8-9
- 13 団体概要書（様式第2号）・・・・ P10

令和5年3月

鯖江市総務部市民活躍課



## 1 制度の趣旨、概要

本制度は、鯖江市が行う公共的な事業の中から、市民が「新しい公共」の担い手として自ら行った方が良い事業を「市民主役事業」として創出することで、公共における民間と行政との役割分担を見直し、市民の自治力を高めることを目的としています。

市が実施する事務事業の中から、市民活動団体、地域のまちづくり組織、事業者等を対象に、公共的な事業を委託・民営化する提案を募り、市民主役事業の創出を図ります。

この制度により、公共サービスの更なる充実とスリムで効率的な市役所を実現することで、市民の市政への主体的な参画の実現と市民主役意識の醸成を図ることを目指します。



## 2 募集する市民主役事業

市が公開する「令和5年度新規事業分提案型市民主役事業化募集事業一覧」に掲載された事業のうち、市民活動団体、地域のまちづくり組織、事業者等が、自らの知恵と経験を生かし自立して実施することが可能な事業で、次の要件を満たすものとします。

- (1) 住民サービスおよび費用対効果の向上、事業の広がり等、改善が期待できるものであること。
- (2) 事業を実施するにあたり、市民が誇りややりがい、そして楽しみを持って参画でき、人づくりおよび市民同士の連携の強化、市民の自立等につながる事業であること。

※今回募集する事業は、すでに予算額が確定した新規事業となりますので、事業の経費については、予算額の範囲内で市長が定める額となります。

なお、最終的な事業の実施決定は、提案型市民主役化事業審査委員会での審査結果に基づき、市長が決定します。



### 3 提案型市民主役事業化募集事業一覧の見方

募集事業一覧に記載された各事項の見方（説明）は次のとおりです。

事 項	説 明
番号（欄外左端）	事業を特定する通し番号です。 ※市民主役事業化提案書の「事業ナンバー」欄には、この番号を記入してください。
部署名	事業の実施を担当している課名です。
事業名	令和5年度、市が実施する事業の名称です。
事業の目的	事業の目的です。
事業の概要	市が実施を予定している事業の内容です。
事業費（千円）	事業予算の〈上限額〉です。



### 4 応募できる団体

#### (1) 応募の資格

提案できる方は、市内を拠点に活動している民間の営利法人、非営利法人（NPO法人等）、その他の法人または法人以外の団体（市民活動団体、地域のまちづくり組織等）とし、提案した内容で事業を自立して実施する能力がある団体とします。

提案にあたり、2つ以上の団体が共同により応募することも可能です。

また、鯖江市を含む県内全域を対象として活動している団体については、「市民が主役となる」「市民の自治力を高める」という当制度の主たる目的を達成するため、市内で活動する団体と共同により応募するか、または市民を含む実行委員会等の体制を構築した上で、事業提案してください（その場合は、実行委員会等の規約、構成員一覧等の実施体制が確保されていることを示す書類の添付をお願いします）。

#### (2) 応募の制限

(1)にも関わらず、団体またはその代表者が次に該当する場合には、応募者となることができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により鯖江市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ② 鯖江市から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けている者
- ③ 暴力団またはその構成員の統制の下にある者
- ④ 鯖江市長または鯖江市議会議員が、代表者またはこれに準ずる地位にある者となっている団体は、応募者となることができません。



## 5 提案手続き

---

次の要領で募集を行いますので、提案をお考えの方は必ずお読みください。

(1) 事業概要等の聞き取り

提案を検討または希望する団体は、事前に文末の問合せ先（市民活躍課）までご連絡ください。市民活躍課から事業所管部署に連絡を取り、直接、担当者から聞き取りや質疑をする場を設けます。

(2) 応募書類の提出

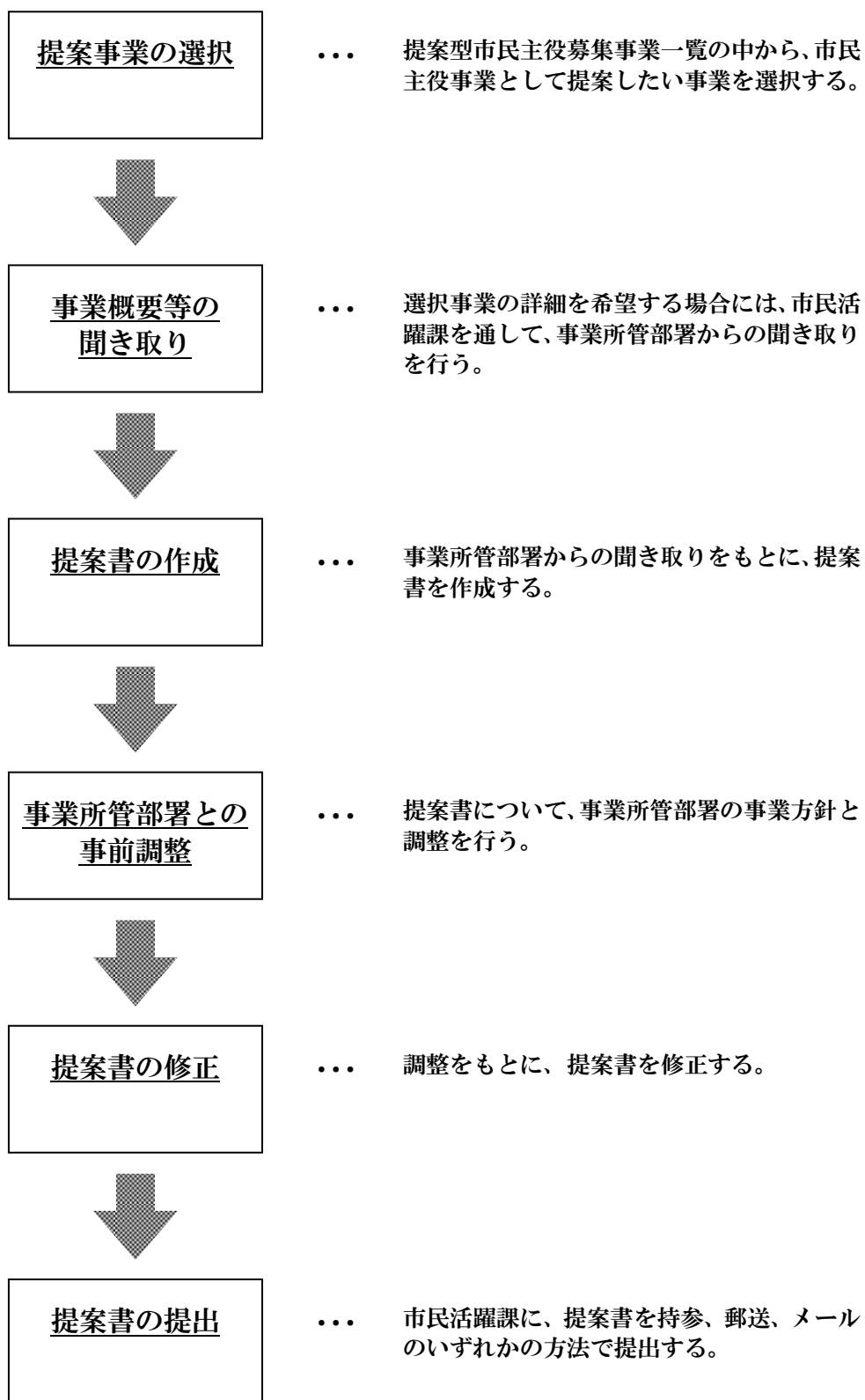
別紙の「市民主役事業化提案書」（様式第1号）と、「団体概要書」（様式第2号）を提出してください。

なお上記様式は、本要項の末尾に添付されているほか、市のホームページからファイルとしてダウンロードできます。

(3) 提出方法

文末の問合せ先（市民活躍課）まで、持参、郵送、メールのいずれかの方法で提出してください。

## 【提案手続きフロー】





## 6 事業の経費等

市民主役事業の実施にかかる経費等は、次のいずれかの方法で市が負担します。

### (1) 委託型

市民主役事業の実施に要する経費は、原則として市が実施している事業の予算額および事業の実施に関わる職員の人件費の範囲内で市長が定める額とし、これらの費用をすべて委託費として事業実施者に交付します。

委託型の場合、事業の実施にあたり教材費、交通費など参加者からの実費収入等が見込まれるときは、収入額を市に納入していただきます。

### (2) 民営化型 ※今回、該当事業はありません。

事業の実施にあたり、事業の実施主体自体を市民団体等に移管するため、当分の間は、市の施設や市が所有する一定の備品について、無償で貸与するものとし、事業に必要な資機材や設備等が必要な場合は、可能な限り市が現物支給します。なお、市が当分の間、事業への助言や後援等の必要なサポートを行うことで、円滑な民営化を支援します。

ただし、市からの委託金は発生しないため、事業の実施にあたって見込まれる教材費や交通費などの参加者からの実費収入等については、収入額を市に納入する必要はなくなります。



## 7 審査方法

提案の採否は、外部委員（学識経験者、市民代表）を含めた「提案型市民主役化事業審査委員会」が、下記の審査基準に基づき審査し決定します。

審査委員会では、対象事務事業の民間による実施の可否、提案の採否、複数の応募があった場合等の提案者の選定等について協議します。

審査基準は、下記を参照してください。

※審査にあたっては、5分間程度のプレゼンテーションおよび必要に応じ提案者に対するヒアリングを実施します。

※プレゼンテーションは、個人情報、提案者独自の工夫・アイデア部分等、適当でないと審査委員会が判断した情報部分を除き、公開で行います。

### <審査基準>

	項目	内容
1	改善の度合い	① 住民サービスの向上が図られるか。 ② 費用対効果の向上が図られるか。 ③ 経費の配分が適切であるか。 ④ 成果の改善が期待できるか。 ⑤ 事業の実施にあたって、より多くの市民の参加を得るなど事業の広がり、波及効果が期待できるか（特定の人だけの参加にならないか）

	項目	内容
2	民間と行政との役割分担 (民間が関与することの利点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業を実施するにあたり、市民が誇りややりがい、楽しみを持って参画できる事業であるか(事業の受託者が業務の「下請け」になっていないか)。</li> <li>② 事業を実施することが、将来的に人づくりや市民同士の連携の強化、「市民の自立」「自治力」の高まりにつながるものであるか。</li> <li>③ 民間と行政との役割分担の観点から、民間が行なうことが適切な内容であるか。</li> </ul>
3	実施体制(団体の能力)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 募集した事業を行うにあたって、適正な規模と活動内容を有しているか。</li> <li>② 事業を自立して実施できる事務局体制、組織体制等があるか。</li> <li>③ 事業の実施にあたりスケジュール的に無理がないか。</li> </ul>
4	斬新的提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 単に事業をそのまま委託したり、委託先を変更したりするものではなく、市が実施しようとしている事業内容や形態にこだわらず、事業の目的を達成するための斬新な提案であるか。</li> </ul>



## 8 採用された提案の取り扱い

提案型市民主役化事業審査委員会での審査結果を踏まえ、市長が最終的に実施の決定を行ったうえで、委託契約を行います。



## 9 採否の通知

提案の採否については、審査委員会の審査を踏まえ、市長が決定を行った後で、速やかに提案者に通知します。

また、提案内容のうち提案した団体名や個人情報、提案者独自の工夫やアイデア部分で適当でないと審査委員会が判断した情報部分を除き、審査結果を広く市民に公表します。



## 10 募集〆切・スケジュール

日 程	内 容
令和5年3月24日（金）	提案募集開始
令和5年4月24日（月）	<b>提案締切</b> ※メール可
令和5年5月14日（日）  （予定）	<b>提案プレゼンテーション</b> および <b>提案型市民主役事業審査委員会</b>
令和5年5月下旬	決定、公表、通知



## 11 問合せ先

提案型市民主役化事業に関するお問い合わせは、下記問合せ先・市民活躍課までご連絡ください。

※市民活躍課では、事業担当部署（課）から事業に関する詳しい情報を収集したり、必要な場合は直接、担当者から聞き取り・質疑をする場を設けるなど、提案の作成をサポートします。お気軽にご連絡ください。

**鯖江市総務部 市民活躍課**  
**市民主役推進グループ**

〒916-8666 鯖江市西山町 13-1

TEL/0778-53-2214（直通）、Fax/0778-51-8156

Mail/SC-Katsuyaku@city.sabae.lg.jp

**市民でつくる世界のSABAE**



(様式第1号)

鯖江市長 殿

市民主役事業化提案書

年 月 日

住 所 (所在地)

(名 称)

氏 名 (代表者 氏名)

事業ナンバー	
事業名	
提案内容	※別紙も可 ※コロナ禍による事業変更がある場合も想定して提案してください。
想定される効果	① (改善の度合い)
	② (民間と行政との役割分担・民間の利点)
	③ (実施体制・能力)

	④	(斬新さ)
事業の実施にあたっての条件（市への協力依頼内容等）		
<p>提案内容に係る収支計画</p> <p><u>※公共施設使用料改定により公共施設使用に使用料が発生します。</u></p> <p>【支出】とは別に【公共施設使用料】で見積もりください。 （不明な点はお問い合わせください）</p>	<p>※別紙も可</p> <p>【収入】</p> <p>(合計)</p> <p>【支出】</p> <p>(合計)</p> <p>【公共施設使用料】</p> <p>(合計)</p>	

